

条例制定改廃調書  
条例改正に伴う新旧対照表

令和3年

奈良市議会8月臨時会



## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第55条による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）の一部改正</li> <li>・デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）附則第41条によるマイナンバー法の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 奈良市手数料条例の一部改正（第1条による改正）               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 別表第14の4項（個人番号カード再交付手数料）を削る。</li> </ol> </li> <li>2. 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（第2条による改正）               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) マイナンバー法第19条に号ずれが生じたため、引用条文の整理を行う。（第1条、第5条関係） 第19条第10号→第19条第11号</li> </ol> </li> </ol>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の法改正に伴い、個人番号カード再交付手数料について、今後は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が徴収することとなるため（J-LISからの委託に基づき市で徴収）、当該手数料に係る規定を削るもの。</li> <li>・上記の法改正に伴い、引用条文の整理その他所要の文言整理を行うもの。</li> </ul>		<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 奈良市特定個人情報保護条例の一部改正（第3条による改正）               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) マイナンバー法第19条に号ずれが生じたため、引用条文の整理を行う。（第34条関係） 第19条第7号→第19条第8号 同条第8号→同条第9号</li> <li>(2) デジタル庁の設置に伴う所要の文言整理を行う。（第34条関係） 総務大臣→内閣総理大臣</li> </ol> </li> </ol>
5 施行期日	令和3年9月1日	所管部課	市民部 市民課、総合政策部 情報政策課、総務部 総務課



奈良市手数料条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行				改正案			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
14の3	除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料	略	略	14の3	除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料	略	略
14の4	個人番号カード再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1枚につき 800円				
15	戸籍の附票の写し交付手数料	略	略	15	戸籍の附票の写し交付手数料	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 略</p>

## 奈良市特定個人情報保護条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(保有特定個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>総務大臣</u> 及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有特定個人情報の提供先等への通知)</p> <p>第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>